

「キラリと輝く子どもの笑顔」が絶えない伊方をめざして

伊方町次世代育成支援後期行動計画

概要版



平成22年3月

伊 方 町



◆計画策定の趣旨

国においては、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つ環境整備を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成17年に施行されました。これ以降も、日本の経済社会に深刻な影響を与える急速な少子化の流れを変えるため、さまざまな計画や指針等を取りまとめています。

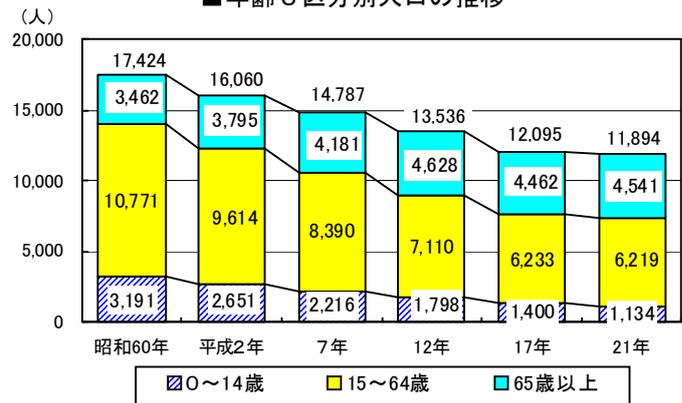
しかしながら、合計特殊出生率（15歳から49歳の女性の年齢別出生率の合計で、人々の1年間の子どもの産み方を示す指数）は、平成20年には1.37と過去最低だった平成17年の1.26を上回ってきていますが、長期的に人口を維持できる2.07よりかなり低い水準であり、このまま推移すると人口減傾向は今後も続くことが予測されています。

伊方町においては少子高齢化の進行が著しく、昭和60年当時には0～14歳の年少人口が3,191人で、総人口に占める割合が18.3%だったものが、平成21年には1,134人、総人口に占める割合が9.5%と大きく減少しています。

このような中で、伊方町も「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年3月に「伊方町次世代育成支援行動計画」（前期計画）を策定しました。

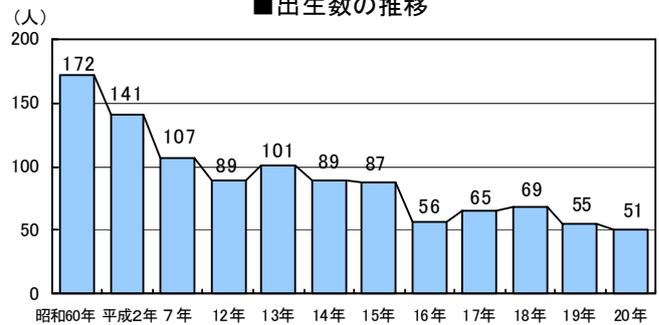
少子化が進む中、次代を担う若い世代が安心して子どもを生み育てるとともに、子どもたちが住み続け明日の伊方を築いていくため、次世代育成支援は伊方町にとって重要な課題の1つです。「伊方町次世代育成支援行動計画」（前期計画）は平成21年度で終了することから、引き続き次世代育成支援に取り組んでいくため、「伊方町次世代育成支援後期行動計画」を策定しました。

■年齢3区分別人口の推移



資料：平成17年までは国勢調査（各年10月1日現在）、平成21年は住民基本台帳（4月1日現在） 注）棒グラフの上の数値は総人口

■出生数の推移



資料：中央保健センター調べ

◆計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取り組みを促進することを目的に、10年間の時限立法として成立しました。そのため、行動計画は前期・後期それぞれ5年間として策定することになっていて、前期計画は平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間としています。

したがって、この計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とするものです。

■計画期間

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
前期計画				



平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
後期計画				

◆計画の基本理念

「伊方町次世代育成支援行動計画」(前期計画)は、子育て・子育てをみんなで支えることで、子どもを生き・育てたいと考えることができるよう、また、子どもがまちに誇りを持ち、住み続けることができるよう、「未来への希望の輝きを持った子どもを増やす」という思いと新町建設計画で掲げられた「キラリ」をキーワードとして、基本理念を「キラリと輝く子どもの笑顔」としています。

合併後の平成19年3月策定の「伊方町総合計画」では、心豊かに生きるという喜びが次の世代にやさしく広がるまちをめざし、町民・地域・行政が一体(協働)となり、豊かな自然と共生した暮らし、先人から受け継いだ心や伝統・文化を尊び、進化させ、次世代に伝えていくこと(個性)を大切に、将来像を「よるこびの風薫るまち 伊方～協働・共生・個性を大切に、一人ひとりがキラリと光るまちづくり～」としています。

今回策定しました「伊方町次世代育成支援後期行動計画」では、前期計画で設定した基本理念を引き継ぐとともに、「伊方町総合計画」のめざす将来の姿を踏まえ、基本理念を次のように定めます。

キラリと輝く子どもの笑顔

～協働・共生・個性を大切に、心豊かに生きる喜びを
次の世代に引き継いでいくまちづくり～

【総合計画のまちづくり3か条】

協働

町民・地域・行政が
一体となって、まち
づくりに取り組む
こと

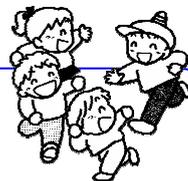
共生

すべての行動に、
佐田岬半島の自然
と共生する視点を
反映すること

個性

佐田岬半島に伝わ
る心や伝統・文化を
尊び、進化させ、次
世代に伝えること





◆計画の基本的な視点

国においては、「後期行動計画」の策定にあたり、基本的な視点として前期計画に掲げた8つの視点に新たに「仕事と生活の調和の実現の視点」を加えました。伊方町の計画策定にあたってこうした視点について重視するとともに、前期計画に引き続きこれらの視点を総合的に配慮し、「子育て・子育て」支援を進めていくものとします。

子どもは次代を担う親となるまちの宝です。子どもの減少とゲーム遊びの隆盛の中で集団遊びの機会の減少とコミュニケーション能力の低下、児童虐待、引きこもりなど子どもを取り巻く環境は必ずしも良いとはいえない中で、世代を超えた人と人とのふれあいの中で、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持ち、また、次の代に人としての営みや伊方のまちで心豊かに生きるという喜びをつないでいくことが重要です。

今後、子どもたちが安心して健やかに成長するためには、親などの保護者が子育ての第一義的な責任を有することの認識を持っていただくとともに、子どもの育ちや保護者の子育てを行政のみならず、地域住民や地域団体、企業、商店、福祉施設などがそれぞれの立場で、時には連携し協働で支援を行っていくことが求められ、伊方町はそのための啓発や情報交換、意見交換等に努めます。

<前期計画の基本的な視点>

- ① **子どもの視点**
⇒子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮
- ② **次代の親づくりという視点**
⇒豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるように育成
- ③ **サービス利用者の視点**
⇒多様化する子育て家庭の生活実態や子育て支援に関する利用者のニーズに対応
- ④ **社会全体による支援の視点**
⇒多様な担い手の協働の下に対策を進める
- ⑤ **すべての子どもと家庭への支援の視点**
⇒これまでの「子育てと仕事の両立支援」だけではない、すべての親と子への支援
- ⑥ **地域における社会資源の効果的な活用の視点**
⇒まちの資源を再発見し、子育てへ活かす
- ⑦ **サービスの質の視点**
⇒人材の資質の向上、情報公開、サービス評価の推進
- ⑧ **地域特性の視点**
⇒まちの特性を見出し、子育て・子育てに活かす

+

<後期計画で新たに追加された基本的な視点>

- ⑨ **仕事と生活の調和の実現の視点**
⇒働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和の実現に向けて取り組む

◆重点的な取り組み

■その1 地域全体での子育て・子育て支援の推進■

① 子育て・子育て支援ネットワークの充実

子育ての悩みや不安を抱えたまま、保護者が地域の中で孤立しないように、保育所など身近な地域で気軽に相談できる場の充実や、保健センターと保育所、学校、県の専門機関などとの連携を強化し、相談者への適切な対応の充実を図ります。

また、児童虐待の防止や子どもを犯罪から守る取り組みなど、地域住民や団体、事業所等との連携の強化を図り、推進します。

② 大人も子どもも共に育つ教育、環境づくりの推進

子どもが地域の大人による温かな見守りの中で、社会性を身につけ、地域の歴史や文化に親しみ、ふるさとに責任と愛着の持てる心を育めるよう、また、思いやりや助け合い、支え合いの心が育めるよう、子どものボランティア活動や大人と一緒にできることを行うなど、大人も子どもも共に地域福祉を進める意識づくり、取り組みの機会づくりに努めます。

■その2 仕事と家庭・地域生活の両立支援■

① 保育サービス等の充実

共働き世帯等働く親の子育てとの両立と子どもの健やかな成長を支援するため、保育所におけるサービスや放課後児童クラブ、子どもの居場所づくりの充実に努めます。

② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

子育てにゆとりを持てるよう、また、父親も心身共に健康で、家庭生活や地域生活に参加し、子どもの育ちをみる喜びや負担を母親と共有できるよう、フルタイム就労者、特に男性の長時間労働などの働き方の見直しをはじめ育児休業制度の取得促進などを関係機関と連携し企業啓発に努めるとともに、住民の理解が深まるよう啓発を進めます。



◆ 6つの基本目標と具体的な取り組み

基本目標 地域における

1 子育ての支援

施策の方向 (1) 子育て支援の充実

- 在宅育児の支援
- 母親クラブへの助成
- 地域子育て支援拠点事業の推進
- 伊方町結婚支援事業
- 人権意識の高揚
- 学校等関係機関と連携した人権啓発
- あいさつ運動の推進
- 地域での交流の促進
- ボランティアグループの育成支援及び啓発
- 子ども手当支給事業
- 乳幼児医療費助成事業
- 出産祝い金等の支給
- 3人目以降の児童に対する保育料の軽減

施策の方向 (2) 保育サービス等の充実

- 通常保育事業の推進
- 一時預かり事業
- 放課後児童健全育成事業
- 放課後の居場所づくり



基本目標 保健・医療

2 体制の充実

施策の方向 (1) 母子の健康の保持増進

- 子育ての楽しさの啓発
- 母子健康手帳の交付
- 妊婦一般健康診査の実施
- 妊婦訪問指導の推進
- 新生児・乳幼児訪問指導の推進
- 乳児相談の推進
- 育児相談・妊婦相談の推進
- 幼児健診の推進
- 子ども発達相談の推進
- 乳幼児の虫歯予防の推進

施策の方向 (2) 「食育」の推進

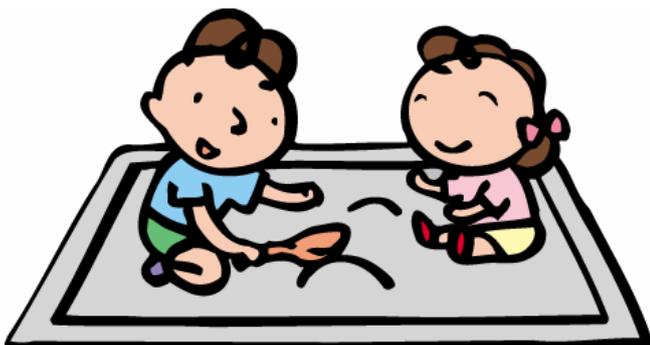
- 乳幼児栄養指導の推進
- おやこの食育教室の開催
- 小学生・中学生クッキング教室の開催

施策の方向 (3) 思春期保健対策の充実

- 児童・生徒の虫歯予防の推進
- フッ素洗口普及事業の推進
- 性や生命の尊重に基づく性教育の推進
- 健康を脅かす問題についての啓発
- 相談体制の充実

施策の方向 (4) 小児医療の充実

- 身近な小児医療の確保
- 小児医療圏における医療体制の充実
- 小児救急医療体制の充実
- 予防医療・保健の推進



基本目標

3

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策の方向 (1) 次代の親の育成

- 人権意識を培う教育の推進
- 男女平等、男女の相互理解や協力に関する教育の推進
- 家庭教育の促進
- 福祉関係施設での体験的学習の推進
- 小・中学生の職場体験等の推進

施策の方向 (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の充実

- 総合的な幼児教育の推進
- 基礎基本の確実な定着など学習指導の推進
- 教育活動指導員による教育の推進
- 環境教育・情報教育の推進
- 国際理解教育の推進
- 小児生活習慣病予防対策事業の推進
- 学校規模の適正化
- 教職員研修の実施
- 子どもに対する相談・指導の推進

施策の方向 (3) 家庭や地域の教育力の向上

- ふるさと教育の推進
- 青少年の健全育成
- 自治公民館活動事業
- 家庭教育学級の開催
- 人材育成事業
- スポーツ少年団交流大会
- インターネット上の有害情報への対応



基本目標

4

安全・安心のまちづくり

施策の方向 (1) 安心して外出できる環境の整備

- 住民の交通の利便性の確保
- 公共施設のバリアフリー化の推進
- 小・中学校の耐震化事業の推進
- 交通安全施設等整備事業の推進
- 交通安全教育の推進
- チャイルドシートの購入補助

施策の方向 (2) 防犯・防災対策の推進

- 防犯活動の促進
- 防災活動の促進

基本目標

5

仕事と家庭・地域生活の両立支援

施策の方向 (1) 男女の仕事と家庭・地域生活の調和の推進

- ワーク・ライフ・バランスについての啓発
- 労働時間短縮に向けた啓発

施策の方向 (2) 子育てとの両立支援

- 保育サービス等の充実
- 育児休業制度等の周知や利用促進

施策の方向 (3) 父親の家庭生活への参画促進

- 啓発・広報活動の推進
- 男性の家庭生活参画促進のための教室の開催

基本目標

6

援助が必要な 家庭への きめ細やかな 支援

施策の方向 (1) 児童虐待防止対策及び対応の充実

- 児童虐待に関する啓発活動の推進
- DVなどの防止
- 伊方町要保護児童対策地域協議会の活動促進
- 保育所や学校、家庭訪問等を通じた把握
- 児童虐待への対応

施策の方向 (2) ひとり親家庭の自立支援の推進

- 相談対応の充実
- 就労等自立支援の推進
- 経済的負担の軽減
- 母子家庭等日常生活支援事業の推進

施策の方向 (3) 障害のある児童や家庭への支援の充実

- 障害児保育事業の推進
- 特別支援教育支援員設置事業の推進
- 特別支援連携協議会の開催
- 研修会等の開催
- 障害福祉サービスの提供
- 地域生活支援事業の推進

◆目標事業量

国への報告事項となっている保育サービス等を含め、この計画で設定した目標事業量についてとりまとめています。今後、児童の出生等の人口動向を踏まえ、保育所の統廃合など社会情勢の変化や保育ニーズを見極めながら、目標の達成、あるいは変更について検討をします。

■後期行動計画における保育サービス等の目標事業量

事業名		現 状 (平成21年度)	目標事業量 (平成26年度)
通常保育事業	総 計	204人	200人
	3歳未満	41人	65人
	3歳以上	163人	135人
居残り保育事業		午後6時半までは伊方保育所のみ	実施保育所の拡充
一時預かり事業		0か所	3か所
放課後児童健全育成事業 (学童保育)		20人 1か所	50人 3か所
地域子育て支援拠点事業		0か所	ひろば型1か所

◆地域子育て支援拠点事業・ひろば型とは・・・

子育て中の親の孤独感や不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的に、子育て親子が気軽に集い、語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて、次の基本事業等を実施します。

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談・援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施



「キラリと輝く子どもの笑顔」が絶えない伊方をめざして
伊方町次世代育成支援後期行動計画・概要版

●発行／平成22年3月 ●編集／伊方町保健福祉課

〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1

TEL：0894-38-0211 FAX：0894-38-0372